

安全保障輸出管理について

1. 安全保障輸出管理とは

安全保障輸出管理とは、国際的な平和と安全を維持するために、軍事転用が可能な「貨物の輸出」や「技術の提供が規制対象となる国や組織等へ渡るのを防ぐ制度です。日本では、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）に基づき、安全保障輸出管理が行われています。

「輸出」と聞くと、物理的な貨物を海外へ送ることが考えられますが、大学における研究活動においては、技術や研究成果の提供、外国人研究者との共同研究、外国人の受入れ、学会発表等が規制の対象となる可能性があります。

対象行為	主な機会	具体例
技術の提供／貨物の輸出	海外出張	国際会議での発表、展示会等での展示・打ち合わせ等
	外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与、送付・持ち出し、技術情報を電子メール等で提供
	学術研究を目的とした研究資料等の送付・持ち出し	サンプル品の送付、自作の研究機材を携行
外国人の受入れ	外国人留学生・教員・研究員の受入れ	教育研究・技術指導

人文社会科学分野の研究においては、安全保障輸出管理の対象となる可能性は低いものの、意図せず規制対象となる技術が国外に流出するリスクがあるため、本学では「東洋学園大学安全保障輸出管理規程」を定め、学内管理体制を整備し、対応を進めています。

【参考】

■安全保障貿易ハンドブック（2019年（第10版））経済産業省

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

■経済産業省 安全保障貿易管理ホームページ（大学・研究機関向け）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

2. 外為法に基づく輸出規制の概要

外為法に基づく輸出規制は、(1) リスト規制と(2) キャッチオール規制から構成されており、これらの規制に該当する技術の提供や貨物の輸出は、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

(1) リスト規制

外為法に基づき、「提供しようとする技術」または「輸出しようとする貨物」が軍事転用可能な高度な技術や貨物として政省令で定められている関連リストに掲載されており、輸出等の仕向地にかかわらずそれらの輸出・提供には経済産業大臣の許可が必要です。

どのような物や技術がリスト規制の対象とされているか、以下に例示します（技術については、規制

対象に掲げられた物を製造、使用するための技術、あるいは規制の性能水準を維持・超過するための技術が概ね対象となります)。

項番	項目	
1	武器	銃砲、火薬、軍用細菌製剤、防弾衣、兵器製造機械装置等
2	原子力	核燃料物質、原子炉、人造黒鉛、レーザー発振器、直流電源装置等
3-1	化学兵器	毒性物質、毒性物質の原料、化学製剤用製造機械装置等
3-2	生物兵器	細菌製剤の原料、細菌製剤用製造装置等
4	ミサイル	ロケット、無人航空機に使用できる集積回路、加速度計、風洞、振動 試験装置等
5	先端材料	フッ素化合物製品、超電導材料、セラミック複合材料等
6	材料加工	数値制御工作機械、コーティング装置、ロボット、測定装置等
7	エレクトロニクス	集積回路、高電圧用コンデンサ、光変調器、半導体基板、レジスト等
8	電子計算機	高性能電子計算機
9	通信	電子交換装置、監視用方向探知機、暗号装置等
10	センサー等	センサー用光ファイバー、光学機器、レーダー、光反射率測定装置等
11	航法装置	加速度計、ジャイロスコープ、慣性航法装置、水中ソナー航法装置等
12	海洋関連	潜水艇、水中ロボット、回流水槽、浮力材、妨害用水中音響装置等
13	推進装置	ガスタービンエンジン、人工衛星、無人航空機等
14	その他	粉末状の金属燃料、ディーゼルエンジン、電気制動シャッター等
15	機微品目	電波の吸収剤、水中探査装置、複合サイクルエンジン等

※リスト規制一覧の中に電子計算機とありますが、市販されているようなノートパソコンや携帯電話は、その大半がリスト規制非該当になります。但し、当該パソコン等の中に技術データが入っている場合、技術の提供とその取引が規制対象となります。

なお、上記リストに関する物品の具体的なスペック等は、必ず経済産業省の「貨物・技術の合体マトリクス表」で確認してください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

(2) キャッチオール規制

リスト規制に該当しない技術や物品（木材、食料品などを除く）であっても、軍事転用の可能性がある場合と判断される場合は規制の対象となることがあります。特に、相手国や取引先の意図によって規制が適用されることがあり、輸出や技術提供の際には慎重な確認が必要です。

①大量破壊兵器キャッチオール規制

相手先が輸出管理を厳格に実施している国（輸出令別表第3の地域）以外の地域である場合、その貨物や技術の「需要者」や「用途」からみて大量破壊兵器の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制されます。

■輸出令別表第3の地域（輸出管理を厳格に実施している国）：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国の計27カ国※

※最新の地域は下記URLにて確認してください。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

②通常兵器キャッチオール規制

相手先が国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第3の2）の場合、その貨物や技術の「用途」からみて通常兵器の開発等に用いられる懸念があるかどうかにより規制されます。

■国連武器禁輸国・地域：「輸出令別表第3の2」の地域

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダンの計10カ国※

※最新の地域は下記URLにて確認してください。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

3. 管理体制について

本学では、輸出管理最高責任者（学長）、輸出管理統括責任者（副学長）（以下、「副学長」という。）、輸出管理責任者（法人本部企画部部長）（以下、「企画部部長」という。）を置き、安全保障輸出管理のマネジメントを行います。なお、担当窓口は法人本部企画部（以下、「企画部」という。）です。

4. 学内手続き、規程等について

本学では、学内における安全保障輸出管理の手続きは以下の通りです。

- ①「自己判定チェック」にて「事前確認シート」等の作成の要否を確認する。
- ②用途に応じて「事前確認シート」（様式1、2のいずれか）を作成の上、①の「自己判定チェック」と併せて企画部に提出する。
- ③企画部では、提出された②を企画部部長とともに精査し、判定（「可」「審査票等の起票を要する」）を行う。
- ④「可」の判定となった場合、取引を続行できる。ただし、「可」であっても「誓約書/Pledge（様式9）」の作成が必要な場合は、対象者から徴求の上、当該教員や職員にて保管すること。
「審査票等の起票を要する」の判定となった場合、当該教員や職員は審査票等（様式3～8）の5点（用途に応じて、様式3、4を選択）を作成の上、再度企画部に提出する。
- ⑤提出された④の審査票等を企画部部長の一次審査、副学長の二次審査を経て、「承認」「条件付き承認」

「経済産業省へ届出/相談」「不承認」の判定を行う。経済産業省への届出が必要となった場合は、副学長が経済産業大臣に対して許可申請を行う。

本学の規程、各種書式は以下の通りです。

- ・ 東洋学園大学安全保障輸出管理規程
- ・ 自己判定チェック（貨物の輸出、技術の提供用）
- ・ 自己判定チェック（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）
- ・ 【様式 1】 事前確認シート（貨物の輸出・技術の提供用）
- ・ 【様式 2】 事前確認シート（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）
- ・ 【様式 3】 審査票（技術の提供・貨物の輸出用）
- ・ 【様式 4】 審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）
- ・ 【様式 5】 用途チェックシート
- ・ 【様式 6】 需要者チェックシート
- ・ 【様式 7】 明らかガイドラインシート
- ・ 【様式 8】 該非判定票
- ・ 【様式 9】 誓約書（Pledge）

以上